

第16回特定外来生物等専門家会合 意見照会結果と対応案（1/2）

照会内容：

①「オオサンショウウオ属のうちオオサンショウウオを除いた種」、②「①とオオサンショウウオの交雑個体」を特定外来生物に選定することについて

委員名	照会内容への御意見		
	異議の有無		
	①	②	
石井信夫委員	異議なし	異議なし	「特定外来生物被害防止基本方針」に従って、①によるオオサンショウウオの駆逐および①とオオサンショウウオとの交雑を防止するために、①と②の野外からの積極的且つ速やかな排除を推進すべきと考えます。
石井実委員	異議なし	異議なし	—
岩崎敬二委員	異議なし	異議なし	1：外来種及び交雑個体の特定外来生物への指定にあたり、天然記念物に指定されている在来種のオオサンショウウオが誤って捕獲・殺傷されることがないよう、在来種・外来種・交雑個体の形態的な区別をわかりやすく解説した文章・絵・図・表などを、環境省のホームページ等で公表し、啓発に努めていただきたい。 2：京都市を流れる賀茂川・鴨川をはじめとした各地の河川では、増水等で流下した個体が市街や本来の棲息地でない場所で発見され、本来の棲息地である上流の山間渓流に移送・放流されることがしばしばあったと聞いています。もしそれが特定外来生物に指定された外来種または交雑個体であった場合、今後は、生きたままでの移送はできなくなりますから、発見された個体が在来種か外来種か交雑個体かの問い合わせが相次ぐ可能性があると思います。その場合、棲息地を抱える自治体の窓口で、上記1などを利用して迅速に同定できるよう、自治体への啓発も積極的にしていただきたい。
岡敏弘委員	異議なし	異議なし	—
角野康郎委員	異議なし	その他	特定外来生物に指定することで移動等（分布拡大）は防止できるが、交雑個体はオオサンショウウオとチュウゴクサンショウウオが混生している場所では自然現象として起源するものであり、法律で交雑を防ぐことはできない。こういう問題をどのように考えるのか説明が必要である。
小林達明委員	異議なし	異議なし	—
芝池博幸委員	異議なし	異議なし	—
成島悦雄委員	異議なし	異議なし	—
戸田光彦委員	異議なし	異議なし	チュウゴクオオサンショウウオと日本固有種オオサンショウウオとの交雑問題は、我が国で生じている交雑を通じた外来種による被害の中でも最も深刻なもののひとつと考えます。今回の特定外来生物への指定を受けて、深刻な状況について広く普及啓発を図るとともに、これらの特定外来生物の水系内外への拡散防止、飼育個体の逸出防止、既定着域での防除、そのための技術開発など、広く対策をとる必要があります。 オオサンショウウオは特別天然記念物に指定されていること、その生息環境が河川であることなどから、環境省のみならず文化庁や国交省をはじめ、関係する行政機関（国省庁、府県、市町村）や研究機関、河川環境に係る民間団体、流域住民などの連携の下で、包括的に対策が進められる必要があると考えます。
細谷和海委員	異議なし	異議あり	オオサンショウウオと広義のチュウゴクサンショウウオを特定外来生物に指定する方針に対して、その評価については依然として慎重を要する。チュウゴクサンショウウオによる在来の日本産オオサンショウウオへの遺伝的かく乱を抑制することが待ったなしであることは理解できる。反面、交雑集団を特定外来生物にいったん指定してしまうと、彼らが含有する在来種ゲノムへの保全策が棄却されるばかりか、今後、類似の状態に置かれているニッポンバラタナゴxタイリクバラタナゴ交雑集団、ヒナモロコxキクチヒナモロコ交雑集団への評価に対して大きく影響するだろう。現状では、チュウゴクサンショウウオの指定規約の範囲で弾力的に駆除対策を実施することが望まれる。同時に、環境省におかれましては、在来生物の保全を目的に、種レベルはもとより遺伝子レベルの評価基準の設定、ならびに保全方針を打ち出すことが急務と思われる。
村上興正委員	異議なし	異議なし	（資料1-2、3ページ、1行目の表現について）遺伝子汚染は通常、遺伝子攪乱を使うのではないのか、汚染や汚濁は化学物質の場合で生物には合わないのでは表現を変更
森本信生委員	異議なし	異議なし	在来のオオサンショウウオ保全のために、左記の特定外来種への指定は適切であると考えられる。
矢原徹一委員	異議なし	異議なし	オオサンショウウオ類については放流による交雑を防ぐ上で必要な措置と思います。

ご意見を踏まえた環境省対応案
<p>①②ともに特定外来生物として選定し、政令による指定の手續きに着手します。</p> <p>②交雑個体についても、特定外来生物被害防止基本方針（令和四年九月二十日閣議決定）第2、2（1）アの被害の判定の考え方に「特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。（略）④交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。」とあることを踏まえ、特定外来生物に選定することが妥当だと考えます。外来生物と在来生物の交雑個体について、外来生物法に基づき人為的な移動等が制限されること、及び、特定外来生物としての防除の実施が可能となることは、交雑による遺伝的かく乱の抑制に一定程度資するものだと考えます。この観点からこれまでにも、タイワンザルとニホンザル、ハナガメとニホンシガメ、といった種の交雑個体が特定外来生物に指定されてきたところです。</p> <p>①②の特定外来生物への指定にあたり、①②及び在来のオオサンショウウオの同定方法について、分かり易く説明した資料を作成し、環境省外来生物対策室ウェブページ上で公表し、誤った同定及び捕獲等が行われないよう、文化庁及び専門機関等とも連携の上、普及啓発に努めます。</p> <p>①②の特定外来生物への指定後は、文化庁はもちろんのこと、令和5年4月に全面施行された改正外来生物法に基づき都道府県及び市町村とも密に連携し、多くの主体を巻き込む形で、①及び②の防除の推進にあたります。</p> <p>資料1-2、3ページ、1行目の「遺伝子汚染」は「遺伝子かく乱」に修正します。</p>

第16回特定外来生物等専門家会合 意見照会結果と対応案（2 / 2）

照会内容：

「アフリカヒキガエル」を特定外来生物に選定することについて

委員名	照会内容への御意見	
	異議の有無	特記事項
石井信夫委員	異議なし	—
石井実委員	異議なし	—
岩崎敬二委員	異議なし	—
岡敏弘委員	異議なし	—
角野康郎委員	異議なし	—
小林達明委員	異議なし	—
芝池博幸委員	異議なし	—
成島悦雄委員	異議なし	—
戸田光彦委員	異議なし	資料2-2には「本種の学名について、現在は <i>Sclerophrys regularis</i> を用いることが多い」とありますが、本種を含めて、分類学的変更に伴う特定外来生物等の学名の整理が必要であると考えます。種の保存法に基づく国際希少野生動植物については、CITES附属書の変更に連動して概ね2年程度の間隔で修正が図られています。特定外来生物等については、分類群が多岐にわたり、種数が多く、我が国に専門家がほとんどいない種群があるため、国際希少種のような見直しは容易ではないと思われませんが、可能な限り整理を進めて、指定種の学名を新しい分類体系に整合させる必要があると考えます。もし政令、省令をしばしば変更できないのであれば、学名の変更を示した解説書等を公表するとの選択肢も検討すべきと思います。
細谷和海委員	異議なし	—
村上興正委員	異議なし	—
森本信生委員	異議なし	アフリカヒキガエルの定着により、生物多様性に対する影響が高い可能性があり、特定外来種に指定することは適切であると考えます。
矢原徹一委員	異議なし	—

ご意見を踏まえた環境省対応案

アフリカヒキガエルを特定外来生物として選定し、政令による指定の手続きに着手します。

当該種のみならず最新の学名を踏まえた情報の整理を前向きに検討します。